

むつ市議会第225回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成27年9月18日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第54号 むつ市工場立地法の規定に基づく準則を定める条例
- 第2 議案第55号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第56号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第57号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第58号 新たに生じた土地の確認について
- 第6 議案第59号 新たに生じた土地の字名について
- 第7 議案第60号 新たに生じた土地の確認について
- 第8 議案第61号 新たに生じた土地の字名について
- 第9 議案第62号 財産の減額譲渡について
(工場建設を計画する企業に対して市有地を減額譲渡するためのもの)
- 第10 議案第63号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第11 議案第66号 平成27年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第12 議案第67号 平成26年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第13 議案第68号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第14 議案第69号 平成26年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第15 議案第70号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第16 議案第71号 平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第17 議案第72号 平成26年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第18 議案第73号 平成26年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第19 議案第74号 平成26年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について
- 第20 議案第75号 平成26年度むつ市水道事業会計決算
- 第21 議案第76号 工事請負契約について
(大畑町魚市場建設第1期工事に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第22 議案第77号 定住自立圏形成協定の締結について (大間町)
(大間町との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するもの)
- 第23 議案第78号 定住自立圏形成協定の締結について (東通村)
(東通村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するもの)
- 第24 議案第79号 定住自立圏形成協定の締結について (風間浦村)

(風間浦村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するもの)

第25 議案第80号 定住自立圏形成協定の締結について (佐井村)

(佐井村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するもの)

【報告に対する質疑】

第26 報告第27号 平成26年度むつ市健全化判断比率について

第27 報告第28号 平成26年度むつ市公営企業会計資金不足比率について

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第28 議員提出議案第4号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則

第29 議員提出議案第5号 年金積立金の被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

2番	横 垣 成 年	3番	工 藤 孝 夫
4番	佐々木 肇	5番	川 下 八 十 美
6番	目 時 睦 男	7番	村 川 壽 司
8番	佐 賀 英 生	9番	東 健 而
10番	石 田 勝 弘	11番	富 岡 幸 夫
12番	斉 藤 孝 昭	13番	濱 田 栄 子
14番	浅 利 竹 二 郎	15番	中 村 正 志
16番	半 田 義 秋	17番	村 中 徹 也
18番	大 瀧 次 男	19番	富 岡 修
20番	佐々木 隆 徳	21番	上 路 徳 昭
22番	鎌 田 ち よ 子	23番	菊 池 光 弘
24番	岡 崎 健 吾	25番	白 井 二 郎
26番	山 本 留 義		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 委 員 育 会 長	高 瀬 厚 太 郎	教 育 長	遠 島 進
公 管 理 企 業 者	遠 藤 雪 夫	代 監 査 委 員	阿 部 昇
総 務 政 策 長	花 山 俊 春	財 務 部 長	石 野 了
民 生 部 長	柳 谷 孝 志	保 健 福 祉 長	畑 中 秀 樹
経 済 部 長	高 橋 聖	建 設 部 長	吉 田 正
川 内 庁 舎 長 舎 長	松 本 大 志	大 畑 庁 舎 長 舎 長	坂 井 隆
協 野 所 沢 長 野 所 沢 長	白 尾 芳 春	選 挙 管 理 会 長	杉 山 重 行
協 野 所 沢 長 野 所 沢 長	竹 山 清 信	農 務 員 局 業 会 長	工 藤 初 男

教育部長	古川俊子	企業長 水道長	川森浩史
務部事務課 策理課 務課 副課 長	野藤賀範	財政推 務進 部策監	氏家剛
務部事務課 策理納 務課 副課 長	山本宏子	務部課幹 策務主 務課	中村智郎
財務課 務課 長	吉田真	務部課事 策務 務課	小島勝

事務局職員出席者

事務局長	柳田	論	次長	濱田賢一
総括主幹	佐藤孝	悦	主幹	小田林睦
主任主査	村口一	也	主事	山本

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

9月10日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び決算審査特別委員長からそれぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第25 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（山本留義） 日程第1 議案第54号 むつ市工場立地法の規定に基づく準則を定める条例から、日程第25 議案第80号 定住自立圏形成協定の締結についてまでの25件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第55号、議案第58号から議案第61号

まで、議案第77号から議案第80号までについて、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） 総務教育常任委員会に付託されました議案9件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第55号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴い、個人番号を含む特定個人情報の開示、訂正、利用の停止等の実施に必要な措置を講ずるためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第58号 新たに生じた土地の確認について及び議案第59号 新たに生じた土地の字名についてであります。理事者側から、大湊港エコ・コースト事業により緑地として整備する公有水面埋立地を確認し、同埋立地をむつ市大湊上町に編入するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第60号 新たに生じた土地の確認について及び議案第61号 新たに生じた土地の字名についてであります。理事者側から、大湊港エコ・コースト事業により護岸用地として整備した公有水面埋立地を確認し、同埋立地をむつ市大湊

上町に編入するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第77号 定住自立圏形成協定の締結についてであります。理事者側から、大間町と人口定住のため必要な生活機能を確保する趣旨から、目的、基本方針、連携する具体的な事項等を定める定住自立圏形成協定を締結するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、4町村全部とではなく、一部町村と連携することとなる事業はあるのかとの質疑があり、理事者側から、ニホンザル被害対策事業、デジタルディバイド（情報技術を使いこなせるものと使いこなせないものの格差）の解消に向けた情報ネットワーク管理運営事業や医師派遣事業などがあるとの答弁がありました。

また別の委員から、今回の協定締結までの進め方について質疑があり、理事者側から、国で定められている「定住自立圏構想推進要綱」にのっとり進めており、今後も議会や市民のご意見を伺いながら進めていきたいとの答弁がありました。

さらに別の委員から、協定内容の生活機能の強化に係る政策分野に「一部事務組合を組織し」と記載されているが、現在の下北地域広域行政事務組合及び一部事務組合下北医療センターの業務内容と同じなのかとの質疑があり、理事者側から、現在ある下北地域広域行政事務組合及び一部事務組合下北医療センターの業務はこれまでどおり継続されるとの答弁がありました。

次に、議案第78号 定住自立圏形成協定の締結についてであります。理事者側から、議案第77号と同様の趣旨で東通村と定住自立圏形成協定を締結するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第79号 定住自立圏形成協定の締結についてであります。理事者側から、議案第77号及び議案第78号と同様の趣旨で風間浦村と定住自

立圏形成協定を締結するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第80号 定住自立圏形成協定の締結についてであります。理事者側から、議案第77号から議案第79号までと同様の趣旨で佐井村と定住自立圏形成協定を締結するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、協定内容の生活機能の強化に係る政策分野の診療体制の充実の中に医師の派遣を行うという事項があるが、実際に可能なかとの質疑があり、理事者側から、現在、一部事務組合下北医療センターより歯科医師の派遣を行っているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、歯科医師だけではなく内科医師などの派遣はできないのかとの質疑があり、理事者側から、医師確保については、今後、人材を育てるという意味においても努力していきたいとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第54号、議案第62号、議案第63号及び議案第76号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（24番 岡崎健吾議員登壇）

○24番（岡崎健吾） 産業建設常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第54号 むつ市工場立地法の規定に基づく準則を定める条例についてであります。理事者側から、工場立地法の一部改正に伴い、工業地域及び工業専用地域における緑地面積率等を緩和するため、当該区域に適用する緑地面積率等に係る準則を定めるためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第62号 財産の減額譲渡についてであります。理事者側から、工場建設を計画する株式会社永木精機に対して、市有地を減額譲渡するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、企業が新たに土地を購入するに至った経緯について質疑があり、理事者側から、現在、5区画を先行取得して工場を建設しているが、将来的な工場の拡張等を見越して隣接する市有地も購入したい旨の申し出があり、今回の提案に至ったものであるとの答弁がありました。

また別の委員から、この土地は軟弱地盤等の問題は無いのかとの質疑があり、理事者側から、過去の資料からは特に問題となるような所見が見受けられないことなどから、相互に土地の状況を確認したうえで譲渡するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第63号 和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。理事者側から、売却した市有地の軟弱地盤に起因する損害について、当該土地に知り得た瑕疵があったことから、和解し、損害賠償の額を定めるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、過去に売却した土地については軟弱地盤の影響はないのか、また、今後売却しようとする土地に関して影響はないのかとの

質疑があり、理事者側から、この周辺にはまだ建物等が建っていないことから、周辺の土地の状況は把握していない、また、今後売却する際には今回このような事象が発生したことを考慮して事業を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第76号 工事請負契約についてであります。理事者側から、大畑町魚市場建設第1期工事に係る工事請負契約を締結するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、工事期間は平成28年3月25日までとなっているが、予定どおり完成するかとの質疑があり、理事者側から、年度内に終了する予定で発注しているとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第56号、議案第57号及び議案第66号について民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） 民生福祉常任委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第56号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通

知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるためのものであるとの説明がありました。

これに対して委員から、再交付に係る手数料は全国一律なのかとの質疑があり、理事者側から、原価相当分として国から通知カードは500円、個人番号カードは800円という基準額が示されているので、ほとんどの自治体はこの金額で設定しているものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第57号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、むつ市於法岳スキー場を廃止するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、スキー場廃止についての住民説明会で市民からどのような意見が出されたのかとの質疑があり、理事者側から、「拙速ではないのか」、「周知方法を工夫し利用促進を図るべきではないか」との意見もあったが、最終的には廃止することに一定の理解をいただいたものと考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、今後、公共施設の統廃合について検討していく際には、市民が納得できるように懇切丁寧な説明を心がけていただきたいとの要望がありました。

また別の委員から、スキー場廃止後の跡地利用の計画はあるのかとの質疑があり、理事者側から、現在のところ利用計画は定めていないが、今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第66号 平成27年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、介護給付費負担金等の精算に伴い、国、県及び支払基金への返還金として2,671万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を60億1,998万4,000円とするものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わ

ります。

○議長（山本留義） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第67号から議案第75号までについて、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（20番 佐々木隆徳議員登壇）

○20番（佐々木隆徳） 決算審査特別委員会に付託されました議案第67号 平成26年度むつ市一般会計歳入歳出決算から、議案第75号 平成26年度むつ市水道事業会計決算までの議案9件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月10日、11日及び14日に、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者ほか関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

初めに、議案第67号 平成26年度むつ市一般会計歳入歳出決算、議案第68号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第70号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第74号 平成26年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について及び議案第75号 平成26年度むつ市水道事業会計決算については、それぞれ委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で可決、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号 平成26年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第71号 平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算、議案第72号 平成26年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算及び議案第73号 平成26年度

むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時35分まで暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました25議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第54号

○議長（山本留義） まず、議案第54号 むつ市工場立地法の規定に基づく準則を定める条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第55号

○議長（山本留義） 次は、議案第55号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第56号

○議長（山本留義） 次は、議案第56号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第57号

○議長(山本留義) 次は、議案第57号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第58号

○議長(山本留義) 次は、議案第58号 新たに生じた土地の確認について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第59号

○議長(山本留義) 次は、議案第59号 新たに生じた土地の字名について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第60号

○議長(山本留義) 次は、議案第60号 新たに生じた土地の確認について、総務教育常任委員長報

告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第61号

○議長(山本留義) 次は、議案第61号 新たに生じた土地の字名について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第62号

○議長(山本留義) 次は、議案第62号 財産の減額譲渡について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、工場建設を計画する企業に対して市有地を減額譲渡するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第63号

○議長(山本留義) 次は、議案第63号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第66号

○議長(山本留義) 次は、議案第66号 平成27年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第67号

○議長(山本留義) 次は、議案第67号 平成26年度むつ市一般会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 議案第67号 平成26年度むつ市一般会計歳入歳出決算に対し、反対討論をいたします。

本案は、民生費87億8,000万円を初め、脇野沢小学校建設費2,430万円、道路新設改良費1億5,000万円、市営住宅建設費1億700万円など、市民生活に欠かせない事業が実施された決算であります。

しかしながら、市民から疑問視されている北の防人大湊地区整備費5億2,600万円、総事業費を明らかにしない道の駅整備事業費1,200万円などが実施されております。また、再生可能エネルギー推進費6,000万円が計上される一方、原子力推進費である原子力広報調査費1,100万円が実施されております。これは、原発の正しい知識を普及するとして、原子力施設見学などを実施しております。福島原発事故の実態も見学させるべきであります。

歳入においては、電源立地地域対策等交付金、いわゆる原発マネーが約27億円入っております。重大なことは、この原発マネーで市民生活に密接な事業、スクールサポーターなど教育や保育サービス提供事業などが実施されていることでもあります。原発マネーが市民生活に密着した事業に使われていることを理由に、逆に原発マネーを正当化し、原発推進を正当化することは避けなければなりません。また、原発マネーが削られたからとして福祉教育などを削減する理由にすることも避けなければなりません。福祉教育などにかかわるこのような事業は、原発マネーがなくても市が実施して当然の事業であります。

電源立地地域対策等交付金は、平成28年度から

大幅に少なくなり、国・県合わせて約20億6,000万円で推移する予定であり、また地方交付税は平成32年度から約6億円少なくなる予定でもあります。財政が厳しいから原発マネーが必要というのでは、未来がありません。財政が厳しい原因を徹底して究明し、外からお金を持ってくる方法を工夫し、お金が地域から出ていくのを最大限抑え、地域でお金を循環させる方法、お金を回す方法をもっと工夫すべきであります。

原発マネーに左右されない、原発に依存しないむつ市政を望み、本案に反対いたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第67号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者21人、起立しない者3人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第67号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第68号

○議長（山本留義） 次は、議案第68号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

（3番 工藤孝夫議員登壇）

○3番（工藤孝夫） 議案第68号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対し、討論を行います。

本案は、平成20年度の15.1%、平成22年度の13.8%に続いて、平成26年度までの7年間で3度目となる8.8%の値上げ改定率を含む1億124万円負担増の決算であります。一般会計からの繰り入れは評価できるとはいえ、国庫負担率を50%に戻すことを国に求めることは、引き続き喫緊の課題であります。

国保加入者の現状と被保険者を取り巻く状況は余りにも厳しく、本案の値上げ決算に反対するものであります。議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第68号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者21人、起立しない者3人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第68号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第69号

○議長（山本留義） 次は、議案第69号 平成26年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第70号

○議長（山本留義） 次は、議案第70号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） 議案第70号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算に対し、反対討論をいたします。

本案は、消費税3%の引き上げが反映されたものであり、総額282万2,546円の市民負担増となったものであります。

本案に反対いたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第70号についてご異議がありますので、起

立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者21人、起立しない者3人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第70号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第71号

○議長（山本留義） 次は、議案第71号 平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第72号

○議長（山本留義） 次は、議案第72号 平成26年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第73号

○議長(山本留義) 次は、議案第73号 平成26年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第74号

○議長(山本留義) 次は、議案第74号 平成26年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 議案第74号 平成26年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてに対し、反対討論をいたします。

本案は、消費税3%の引き上げと水道料金引き上げが反映されたものであります。消費税の負担増は3,745万3,000円、水道料金の引き上げの負担増は2,746万9,000円であります。総額6,492万2,000円の市民負担増となった本案に反対いたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第74号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者2人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第75号

○議長（山本留義） 次は、議案第75号 平成26年度むつ市水道事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） 議案第75号 平成26年度むつ市水道事業会計決算に対し、反対討論をいたします。

本案は、前議案と同様、総額6,492万2,000円の市民負担増となっており、本案に反対いたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第75号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者2人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第75号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第76号

○議長（山本留義） 次は、議案第76号 工事請負契約について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、大畑町魚市場建設第1期工事に係る工事請負契約を締結するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第77号

○議長（山本留義） 次は、議案第77号 定住自立圏形成協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、大間町との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されま

した。

◇議案第78号

○議長（山本留義） 次は、議案第78号 定住自立圏形成協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、東通村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第79号

○議長（山本留義） 次は、議案第79号 定住自立圏形成協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、風間浦村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第80号

○議長（山本留義） 次は、議案第80号 定住自立圏形成協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、佐井村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第26～日程第27 報告に対する

質疑

◇報告第27号

○議長（山本留義） 次は、日程第26 報告第27号 平成26年度むつ市健全化判断比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で報告第27号の質疑を終わります。

報告第27号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第28号

○議長（山本留義） 次は、日程第27 報告第28号 平成26年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で報告第28号の質疑を終わります。

報告第28号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第28～日程第29 議員提出議案

上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第4号

○議長（山本留義） 次は、日程第28 議員提出議

案第4号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。18番大瀧次男議員。

（18番 大瀧次男議員登壇）

○18番（大瀧次男） 議員提出議案第4号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

本案は、近年の男女共同参画の状況にかんがみ、出産に伴う議会の欠席に関する規定を設けることにより、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため提案するものであります。

なお、本議案については、全議員25人で提案するものであります。

以上が上程されました議員提出議案第4号の提案理由であります。よろしくお願いたします。

○議長（山本留義） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇議員提出議案第5号

○議長(山本留義) 次は、日程第29 議員提出議案第5号 年金積立金の被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番齊藤孝昭議員。

(12番 齊藤孝昭議員登壇)

○12番(齊藤孝昭) 議員提出議案第5号 年金積立金の被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、年金積立金の運用については、「日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定)」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)に対し、リスク性資金割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、年金積立金管理運用独立行政法人には保険料拠出者である被保険者の意思を反映できる統治体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、一方的に見

直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣や年金積立金管理運用独立行政法人が責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、本市議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
2. これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため行わないこと。
3. 年金積立金管理運用独立行政法人において、保険料拠出者である労使をはじめとする利害関係者が参画し、確実に意思反映できる統治体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(山本留義) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第5号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております。

まず議員提出議案第5号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣としたいと思います。ご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長(山本留義) これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第225回定例会を閉会いたします。

午前11時16分 閉会